

暴風警報・特別警報発表時における児童の登下校について

- 1 東三河南部地方（または、田原市）に「暴風警報」（「暴風雪警報」を含む）が発表された場合
○暴風警報が解除された時間によって、授業開始の時刻が以下ようになる。

【登校前】 ※下線部は本年度変更した点

暴風警報発表状況		授 業 の 取 り 扱 い
た 解 除 さ れ た 場 合	<u>午前6時00分まで</u> に解除された場合	通常通りに授業を行う。 ※通学班で通常のように登校する。 ※道路の完遂・河川の増水等で危険なときは、登校を見合わせる。
の 継 続 中 の 場 合	<u>午前6時00分を過</u> ぎても解除されない 場合	当日の授業は行わない。 ※警報が発表中は自宅待機をする。

【登校後に警報が発表された場合】

気象・通学路の状況を見て①～③いずれかの対応をする。（メール等で連絡する）

- ① 帰宅が安全と認められる場合は、職員付き添いのもと通学団で下校する。
（※保護者不在で、児童が自宅へ帰ると困る場合は、学校まで連絡してください。）
- ② 帰宅が危険な場合は、学校（体育館）で、保護者を確認し、児童を引き渡す。
- ③ 引き渡し時に保護者がすぐに迎えに来られない場合、児童を図書室で待機させる。

- 2 東三河南部地方（又は田原市）に「特別警報」及び「特別警報に準ずる警報」が発表された場合
○ 特別警報の種類は以下の通りです。

大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報

〔 ※その他に、特別警報として位置づけられる警報
大津波警報、緊急地震速報（震度6弱以上）、噴火警報（噴火レベル4以上） 〕

特別警報の発表状況	授 業 の 取 り 扱 い
登校前に特別警報が発表された場合	授業を行わない。 ※解除後は、学校から連絡があるまで登校を見合わせる。 （災害状況、気象・通学路の状況を判断して授業の有無をメール等で連絡する）
登校後に特別警報が発表された場合	授業を中止し、災害状況、気象・通学路の状況を見て①～③いずれかの対応をする。（メール等で連絡する） ①学校に留め置く。 ②市民館・渥美支所等の避難場所へ移動する。 ③保護者に迎えに来てもらい、引き渡す。 ※解除された場合は、災害状況、気象・通学路の状況を見て、①～③いずれかの対応をする。（メール等で連絡する）（※こども教室の児童は③の引き渡しをする） ①授業を行い、職員付き添いのもと通学団で下校する。 ②授業を行わずに、職員付き添いのもと通学団で下校する。 ③保護者に迎えに来てもらい、引き渡す。